

地方独立行政法人長野県立病院機構看護学生修学資金貸与規程

平成22年4月1日

規程 8-3

[沿革] 平成22年12月20日規程8-3-1=一部改正
平成23年12月20日規程8-3-2=一部改正
平成25年3月18日規程8-3-3=一部改正
平成26年3月31日規程8-3-4=一部改正
平成27年1月29日規程8-3-5=一部改正
平成28年1月29日規程8-3-6=一部改正
平成29年6月30日規程8-3-7=一部改正
令和2年2月28日規程8-3-8=一部改正
令和4年8月1日規程8-3-9=一部改正
令和6年4月1日規程8-3-10=一部改正
令和6年12月1日規程8-3-11=一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人長野県立病院機構における助産師及び看護師(以下「看護師等」という。)の確保を図るため、看護師等を養成する学校又は養成所に入学が決定した者又は在学中の者に対し、看護学生修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与することに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与対象者)

第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)に定める看護師等の国家試験の受験資格を得られる文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定した学校又は養成所(以下「養成施設」という。)に入学が決定した者又は在学中の者で、看護師等の国家資格試験に合格し、当該養成施設を卒業した年度の翌年度当初から長野県立病院機構の病院(訪問看護事業所及び介護医療院を含む。)又は介護老人保健施設(以下「県立病院等」という。)において業務に従事する意思を有する者とする。ただし、助産師を雇用しない県立病院機構等の業務に従事する意思を有する者にあつては、看護師に限る。

(修学資金の額)

第3条 修学資金の貸与の額は、次の表のとおりとする。

区 分	貸与の額
信州医療センター、こころの医療センター駒ヶ根又はこども病院において業務に従事する意思を有する者	月額 50,000 円
阿南病院、阿南介護老人保健施設、木曾病院又は木曾介護老人保健施設において業務に従事する意思を有する者	月額 50,000 円
	月額 80,000 円

(貸与の期間)

第4条 修学資金の貸与の期間は、当該養成施設の正規の修業期間内とする。この場合において、第12条第1項の規定により休学した期間は、当該修学期間には含まないものとする。

(利息)

第5条 修学資金には、利息を付けない。

(貸与の申請)

第6条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、看護学生修学資金貸与申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 当該養成施設の長（入学前の者にあつては、出身高等学校長等）の推薦書（様式第3号）
- (2) 当該養成施設（入学前の者にあつては、出身高等学校等）の成績証明書
- (3) その他理事長が必要と認める書類

2 前項に定める書類の提出ができない場合は、別途理事長が定める書類を提出しなければならない。

(連帯保証人)

第7条 申請者は、連帯保証人1名を立て、申請書にその連署を得なければならない。この場合において、連帯保証人は、独立して生計を営む成年者でなければならない。

2 前項の場合において、申請者が未成年であるときは、原則、その者の法定代理人でなければならない。

(貸与の決定)

第8条 理事長は、申請書を受理したときは、審査をし、適当と認めるときは、修学資金の貸与を決定するものとする。

2 理事長は、前項の規定により貸与を決定したときは、その旨を修学資金貸与決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(誓約書)

第9条 前条第2項の規定による決定通知を受けた者（以下「修学生」という。）は、速やかに誓約書（様式第6号）を理事長に提出しなければならない。

(修学資金の交付)

第10条 修学資金は修学生の請求により原則として毎年4月及び10月に当該半年ごとに係る分を本人に交付するものとする。

2 前項の規定による請求は、毎年、修学資金交付請求書（様式第7号）を理事長に提出して行うものとする。

(在学証明書、成績証明書及び自己申告書の提出)

第11条 修学資金の交付を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、養成施設の在学期間においては、毎年4月の法人が別に定める期日までに、在学証明書、成績証明書及び自己申告書（様式第7号の2）を理事長に提出しなければならない。

(貸与の停止)

第12条 修学生が休学したときは、その事実の発生した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を停止する。

2 修学生が正当の理由なくして前条に規定する在学証明書及び自己申告書を提出しないときは、貸与を一時停止することがある。

3 前2項の規定により貸与を停止された者が、復学し、又は当該書類を提出した場合は、修学資金の貸与を再開する。

4 理事長は、第1項又は第2項の規定により貸与を停止するときは修学資金貸与停止通知書（様式第8号）により、また、前項の規定により貸与を再開したときは修学資金貸与再開通知書（様式第9号）により、その旨を本人に通知するものとする。

5 第1項又は第2項の規定による停止があつた場合において、既に当該停止月まで貸与された修学資金があるときは、その資金を当該被貸与者が復学し、又は停止の解除があつた日の属する月の翌月（復学し、又は停止の解除があつた日が月の初日の場合はその月）以降分として貸与されたものとみなす。

(決定の取消し)

第13条 被貸与者が養成施設の在学期間において次の各号のいずれか該当するに至ったときは、第8条第1項の規定による決定を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 停学の処分を受けたとき。
- (3) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (4) 留年等の事実の発生により、学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (5) 素行が著しく不良であると認められるとき。
- (6) 偽りその他不正な手段により修学資金の貸与を受けたことが明らかとなったとき。
- (7) 死亡したとき。
- (8) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (9) この規程に定める義務を怠ったとき。
- (10) その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 理事長は、前項の規定により貸与の決定を取り消したときは、修学資金貸与取消通知書（様式第10号）により、その旨を本人に通知するものとする。

（返還債務の当然免除）

第14条 理事長は、被貸与者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務（以下「返還債務」という。）を免除する。

(1) 看護師等として県立病院等において業務に従事した期間（以下「従事期間」という。）が、次に掲げる修学資金の貸与の額に応じ、それぞれ次に定める年数に達したとき。

ア 月額50,000円 貸与を受けた期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを1年とする。以下「貸与年数」という。）。

イ 月額80,000円 貸与年数に1.6を乗じて得た年数（1年未満の端数があるときは、これを1年とする。）。

ただし、当該年数のうち、県立病院等の職員となり、かつ、看護師等となった日以後従事期間が貸与年数に達するまでの間の年数は、阿南病院、阿南介護老人保健施設、木曾病院又は木曾介護老人保健施設において業務に従事した期間に限る。

(2) 従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 理事長は、被貸与者が、従事期間中に業務上以外の理由により死亡し、又は業務以外に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったときは、従事期間を修学資金の貸与を受けた期間で除して得た数を返還債務の額に乗じて得た額（返還履行期の到来していないものに限り。）を免除する。

3 従事期間の計算は、県立病院等の職員となり、かつ、看護師等となった日の属する月から当該職員でなくなった日の属する月までの月数により行うものとし、当該期間中に休職（公務に起因する休職を除く。）、停職、育児休業、自己啓発等休業又は助産師養成施設若しくは大学院等への進学の間がある場合は、これらの期間の開始の日の属する月から終了する日の属する月までの月数を控除するものとする。

4 第1項第2号又は第2項の規定により修学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（様式第11号）を理事長に提出しなければならない。

（返還）

第15条 被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事長の指定する期日までに、貸与を受けた修学資金の額の全部を一時に返還しなければならない。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、理事長が指定する期間内に、月賦又は半年賦の均等払方式により、貸与を受けた修学資金を返還することができる。

- (1) 第13条第1項の規定による取り消しがあったとき。
- (2) 養成施設を卒業した日の属する年度に実施された看護師等の国家資格試験に合格しなかったとき（災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められる場合を除く。）。
- (3) 養成施設を卒業した後、理事長が指定する県立病院等における業務に従事しなかったとき。
- (4) 養成施設を卒業した後、死亡したとき（前条第1項第2号に該当する場合を除く。）。

（返還債務の裁量免除）

第16条 理事長は、被貸与者が死亡し、又は心身の故障その他やむを得ない理由により返還債務を履行することができなくなった場合において、特に必要があると認めるときは、当該返還債務の全部又は一部を免除することがある。

2 第14条第4項の規定は、前項に規定する免除の場合に準用する。

(返還債務の履行猶予)

第17条 理事長は、被貸与者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、返還債務の履行を猶予することができる。

(1) 当該養成施設を卒業後、専攻科等へ進学し、在学している場合で理事長が認める場合。

(2) 養成施設を卒業した日の属する年度に実施された看護護師等の国家資格試験に合格しなかったとき(災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められる場合に限る。)であつて、その翌年度内に実施される看護護師等の国家資格試験の合格発表日の属する月の末日まで。

(3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

2 前項の規定により修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書(様式第12号)を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、返還債務の履行を猶予することを決定した者が、第1項各号の規定に該当しなくなったときは、猶予期間内であっても当該猶予の決定を取り消すものとする。

(延滞利息)

第18条 被貸与者は、正当な理由がなく返還債務を履行すべき日までにこれを履行しなかったときは、当該履行すべき日の翌日から履行の日までの日数に応じ、履行すべき額について年14.5パーセントの割合による延滞利息を支払わなければならない。

(届出)

第19条 被貸与者は、休学、留年、停学、復学又は退学したとき並びに修学資金の貸与を受けることを辞退するときは、直ちに、休学(留年、停学、復学、退学、辞退)届(様式第13号)によりその旨を理事長に届け出なければならない。

2 被貸与者は、修学資金の返還前に本人又は連帯保証人の氏名、住所、職業その他重要と認められる事項に異動があつたときは、直ちに、その旨を異動届(様式第14号)により理事長に届け出なければならない。

3 被貸与者は、連帯保証人が死亡し、若しくはその他の理由により資格を失い、又は理事長が不相当と認めてその変更を求めたときは、直ちに別に連帯保証人を定め、連署のうえ、その旨を連帯保証人変更届(様式第15号)により、理事長に届け出なければならない。

4 被貸与者が死亡したときは、連帯保証人は、直ちに死亡を証明する書類を添えて、その旨を理事長に届け出なければならない。

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月20日 8-3-1)

この規程は、平成22年12月20日から施行する。ただし、第2条、第3条及び様式第1号の改正規定は、平成23年1月24日から施行する。

附 則(平成23年12月20日 8-3-2)

この規程は、平成23年12月20日から施行する。

附 則(平成25年3月18日 8-3-3)

この規程は、平成25年3月18日から施行する。

附 則(平成26年3月31日 8-3-4)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月29日 8-3-5）

この規程は、平成27年1月29日から施行する。

附 則（平成28年1月29日 8-3-6）

この規程は、平成28年1月29日から施行する。

附 則（平成29年6月30日 8-3-7）

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（令和2年2月28日 8-3-8）

この規程は、令和2年3月1日から施行する。ただし、訪問看護事業所に係る規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月1日規程8-3-9）

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日規程8-3-10）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

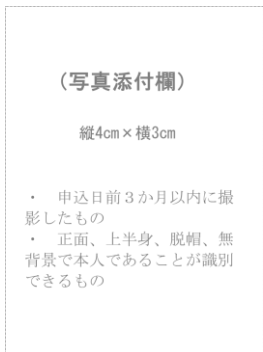
附 則（令和6年12月1日規程8-3-11）

この規程は、令和6年12月1日から施行する。

看護学生修学資金貸与申請書

年 月 日

地方独立行政法人長野県立病院機構 理事長 様



ふ り が な
本 人 氏 名

生 年 月 日 年 月 日生

ふ り が な
連 帯 保 証 人 氏 名 印

下記のとおりですから、地方独立行政法人長野県立病院機構看護学生修学資金貸与規程に基づく修学資金を貸与してください。

記

連 絡 先	〒 (電話番号)			
	E-mail			
在学(見込み)の養成施設	所在地	現 在 年 入 学 月 卒 業 見 込 年 月	学 年 年 月	
	名 称		年 月 見 込	
	課 程 看護師2年・看護師3年・助産師・短大・大学			
希望貸与月額	円			
希望貸与期間	年 月 日～ 年 月 日 (年間)			
勤務を希望する 県立病院等	信州医療センター・こころの医療センター駒ヶ根・阿南病院・木曽病院・こども病院 阿南介護老人保健施設・木曽介護老人保健施設			
家 族 及 び 生 計 の 状 況 (主たる生計維持者について、「生計維持者」欄に○印を付けること)	氏 名	続 柄	職 業 (在学先)	生 計 維 持 者
連 帯 保 証 人	住 所	〒 (電話番号)		
	本 人 と の 続 柄	職 業	年 収	
	極 度 額	3,840,000 円		

※極度額は、月額8万円×48ヶ月を設定しています。実際は、「希望貸与月額」×「希望貸与月数」になります。

(様式第2号) 削除

(様式第3号) (第6条関係)

推 薦 書

年 月 日

地方独立行政法人長野県立病院機構 理事長 様

養成施設の長
(又は高等学校長等)

氏 名

印

下記の理由により、(申請者氏名) が看護学生修学資金の貸与を受けることを
適当と認めます。

記

推薦理由

心身の健康状態・出席状況

学業に対する姿勢

人間関係・友人付き合い

生徒会活動・課外活動(クラブ活動)・ボランティア活動等の状況

(様式第4号) 削 除

(様式第5号) (第8条関係)

修学資金貸与決定通知書

第 号
年 月 日

様

地方独立行政法人長野県立病院機構
理事長 印

地方独立行政法人長野県立病院機構看護学生修学資金貸与 規程に基づく修学資金を下記のとおり
貸与します。

記

修学資金の種類

決 定 番 号 第 号

貸 与 金 額 月額 円

勤務予定病院等

貸 与 期 間 年 月から 年 月まで

(様式第6号) (第9条関係)

誓 約 書

年 月 日

地方独立行政法人長野県立病院機構 理事長 様

決定番号

住 所

氏 名

この度、地方独立行政法人長野県立病院機構看護学生修学資金貸与規程に基づく修学生として、修学資金の貸与を受けることになりました。

ついては、同規程及び指示された事項を堅く守り、学校卒業後は1年以内に看護師等の免許を取得し、直ちにあなたが指定した県立病院等における業務に従事し、当該従事した期間が、修学資金の貸与を受けた期間(貸与の額が月額80,000円の場合は、当該期間に1.6を乗じた期間)に相当する期間(当該期間のうち1年に満たない期間は1年とする)以上勤務することを誓います。

なお、同規程の規定により修学資金の返還事由を生じたときは、あなたの指定する期日までに確実に修学資金及びその利息を返還します。

連帯保証人 住 所

職 業

氏 名

印

極度額

地方独立行政法人長野県立病院機構看護学生修学資金貸与規程に基づく修学資金の返還その他の義務については、規定に従い、連帯保証人がその責に任じます。

(様式第7号) (第10条関係)

修学資金交付請求書

年 月 日

地方独立行政法人長野県立病院機構 理事長 様

決定番号

住 所

氏 名

地方独立行政法人長野県立病院機構看護学生修学資金貸与規程に基づく修学資金を下記のとおり貸与してください。

記

請 求 額 金 円

年 月分から

年 月分まで

修学資金振込先 金融機関名

店 名

取引種別 普通 ・ 当座

口座番号

フリガナ
口座名義人

この書類は、修学資金を貸与するにあたって、あなたの現況を確認させていただくものです。この書類の記載内容をもって直ちに貸与の停止や取消等を行うことはありませんので、率直にお書きください。

自己申告書

年 月 日

地方独立行政法人長野県立病院機構 理事長 様

決定番号
養成施設名
氏 名

年 月 日現在における修学状況その他現況を以下のとおり申告します。

1 修学状況

※該当箇所へ○をしてください。

現在学年	卒業見込年月
学年	※入学時点での卒業見込年月に変更があるかどうかでご回答ください。 変更なし ・ 変更あり

※変更ありと回答された方はその理由（留年・休学事由等）についてご記入ください。

具体的にお知らせください。

2 健康状態 ※養成施設での修学（実習を含む）に支障があるかどうかでご回答ください。

問題はない ・ 傷病等で治療中である

具体的にお知らせください。

3 その他異動状況

【本人】ご本人の状況に変更がある場合は変更内容を記載してください。

変更なし ・ 変更あり ①帰省先の住所 ②在学中の居住地 ③氏名 ④電話番号 ⑤その他

変更内容

【連帯保証人】連帯保証人の状況に変更がある場合は変更内容を記載してください。

申請時の連帯保証人：

変更なし ・ 変更あり ①住所 ②氏名 ③電話番号 ④職業 ⑤その他

変更内容

4 お困りのこと、分からないことなどありましたら自由にご記入ください。

※ 申告した内容や生成期証明書の内容によっては、詳細を確認するため、法人本部から連絡をさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

修学資金貸与停止通知書

第 号
年 月 日

決定番号

住 所

氏 名 様

地方独立行政法人長野県立病院機構
理事長

印

地方独立行政法人長野県立病院機構看護学生修学資金貸与規程第12条第 項の規定により、
年 月 日付け 第 号で貸与決定した修学資金の貸与を停止します。

貸与を停止する時期	年 月分から
復学・停止の解除があった日の 属する月以降分として貸与され たとみなされる貸与期間	年 月分から 年 月分まで
停 止 事 由	

修学資金貸与再開通知書

第 号
年 月 日

決定番号

住 所

氏 名

様

地方独立行政法人長野県立病院機構
理事長

印

年 月 日付け 第 号で貸与を休止した修学資金は、下記のとおり再開するので通知
します。

貸与を再開する時期	年 月分から
復学・停止の解除があった日の 属する月以降分として貸与され たとみなされる貸与期間	年 月分から 年 月分まで
再開事由	

(様式第10号) (第13条関係)

修学資金貸与取消通知書

第 号
年 月 日

決定番号

住 所

氏 名 様

地方独立行政法人長野県立病院機構
理事長

印

地方独立行政法人長野県立病院機構看護学生修学資金貸与規程第13条第1項第 号の規定により、
年 月 日付け 第 号で貸与決定した修学資金の貸与を取り消します。

修学資金返還免除申請書

年 月 日

地方独立行政法人長野県立病院機構 理事長 様

決定番号 第 号

氏 名
(旧姓)

住 所 〒

電話番号

下記のとおり、修学資金の返還債務を免除してください。

記

貸 与 総 額		貸与を受けた 養成施設	
貸 与 期 間	年 月 (年 月から 年 月まで)		
免除を願い出る理由			
免 除 希 望 額			
業務の種別、期間	<u>(免許取得年月日)</u> 看護師 年 月 日 第 号 助産師 年 月 日 第 号 <u>(従事した医療施設名及び期間)</u> 施設名 年 月 日～ 年 月 日 年 月 日～ 年 月 日		

修学資金返還猶予申請書

年 月 日

地方独立行政法人長野県立病院機構 理事長 様

決定番号 第 号

学校・養成所名

氏 名

住 所

電話番号

下記のとおり、修学資金の返還債務の履行を猶予してください。

記

返還債務の履行期	
猶予を願い出る期間	
猶予を願い出る理由	
備 考	

休学 (留年、停学、復学、退学、辞退) 届

年 月 日

地方独立行政法人長野県立病院機構 理事長 様

決定番号 第 号

氏 名

下記のとおり、休学 (留年、停学・復学・退学) (修学資金を辞退) しました。(します。)

記

1 期日又は期間

2 理 由

異 動 届

年 月 日

地方独立行政法人長野県立病院機構 理事長 様

決定番号 第 号
貸与を受けた養成施設名

氏 名

住 所

電話番号

下記のとおり異動がありました。

記

1 異動を生じた年月日

2 異 動 内 容

異 動 前

異 動 後

連 帯 保 証 人 変 更 届

年 月 日

地方独立行政法人長野県立病院機構 理事長 様

決定番号 第 号

(貸与を受けた養成施設名)

氏 名

新連帯保証人 氏 名 印

下記のとおり連帯保証人を変更します。

記

旧連帯保証人	住 所				
	氏 名				
新連帯保証人	住 所	〒			
	電 話				
	氏 名				
	生年月日		本人と の続柄		
	職 業		年 収	税 込	円